

(令和3年度)
建築物石綿含有建材調査者講習(一般) 修了考査の問題

(大阪労働局長登録講習機関第2号・建設業労働災害防止協会大阪府支部)

合格基準

合格は、受験した各科目の得点が各科目の配点の40パーセント以上であって、かつ、受験した科目の得点の合計が、受験した科目の配点の合計点の60パーセント以上である場合を合格とする。

【科目1】建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識	1	配点	10点
--------------------------	---	----	-----

問1. ①～③は、「建築物石綿含有建材調査」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①書面調査、現地調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ②建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の3種類がある。
- ③石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アメリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問2. ①～③は、「石綿の定義、種類、特性」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。
- ②厚生労働省通達では、石綿を「繊維状を呈しているアクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトリモライト」と定義している。
- ③アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問3. ①～③は、「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1. 鼻腔」→「2. 咽頭」→「3. 気管」→「4. 気管支」→「5. 細気管支」→「6. 肺胞」である。
- ②石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水、びまん性胸膜肥厚などがある。
- ③石綿ばく露と喫煙が重なると、肺がん発症リスクは相乗的に高くなることが知られている。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問4. ①～③は、「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから

ら該当するもの1つに印をつけなさい

- ①建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
- ②建設業の石綿ばく露は、主に(1)新築時の吹付け、切断、加工等によるもの、(2)建築物維持管理・補修等の吹付け石綿及び飛散しやすい石綿含有建材によるもの、(3)建築物改築及び解体時の石綿含有建材によるものの3種類である。
- ③日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業(建設業以外)」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、石綿肺が最も多い。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

【科目2】建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識	2	配点	10点
--------------------------	---	----	-----

問5. ①～③は、「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①大気汚染防止法は、大気汚染に関して、国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的に1968(昭和43)年に制定された。
- ②大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- ③建築基準法では、建築物等の増改築時には、原則として、石綿の除去が義務づけられているが、増改築を行う部分の床面積が増改築前の床面積の1/2を超えない場合、増改築を行う部分以外の部分については、封じ込めや囲い込みの措置を行うことが認められている。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問6. ①～③は、「建築物調査結果が導く社会的不利益」・「リスク・コミュニケーション」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることが重要である。
- ②石綿有無の実態が「石綿なし」であるのに、誤って「石綿あり」と判定した場合には、不要な対策、無駄な財政的な負担、建物資産の過小評価、社会的風評被害を及ぼす。
- ③石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問7. ①～③は、「石綿含有建材調査者」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿含有建材調査者は、解体・改修工事時や通常の建築物利用時において、その建築物に使用されているすべての建材のうち工事が対象となる工区内のみの建材について調査をする必要がある。
- ②石綿の含有状態の判断が困難な場合は、過去の同様の調査結果と照らし

合わせて調査者の推測判断を行う。
③石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行ってはならないが、調査結果が調査の発注者に不利益をもたらすおそれがある場合はその限りではない。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問8. ①～③は、「事前調査の具体的手順の例」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、現場の状況を優先する。
- ②書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、書面調査を省略してもよい。
- ③書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、現地調査で成形板の裏面のJIS表示や不燃番号等を確認して判定する方法がある。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

【科目3】石綿含有建材の建築図面調査	配点	35点
--------------------	----	-----

問9. ①～③は、「建築一般」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ②建築基準法第2条5号において、「主要構造部」が建築物の防火上の観点から定められている。
- ③建築基準法では、建築物の用途、規模、地域に応じて、建築物の壁や柱などの主要構造部を耐火構造又は準耐火構造とすることなどが義務付けられている。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問10. ①～③は、「建築一般」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①建築基準法では、面積区画が定められており、一定面積ごとに防火区画し、水平方向への燃え広がりを防止し、一度に避難すべき人数を制御している。
- ②建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
- ③建築基準法で定められている「堅穴区画」について、1967(昭和42)年以降、3層以上の堅穴には、堅穴区画が必要となった。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問11. ①～③は、「建築設備」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①建築基準法上では、建築設備を「建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備または煙突、昇降機若しくは避雷針」と定義している。
- ②昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- ③電気設備において、ケーブルが上下階や壁を貫通する場合の防火区画貫通処理に、「けい酸カルシウム板第二種」を使用することが多くみられる。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問12. ①～③は、「石綿含有建材」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け工法のみである。
- ②スラブと外壁の間の層間部やカーテンウォールのファスナー部、ブレースなどの箇所に石綿繊維を結合剤と練り合わせたものを塗り付けていることがあり、厳密にはレベル1に該当せず、飛散性は無い。
- ③石綿含有吹き付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問13. ①～③は、「石綿含有建材」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①1954（昭和29）年以前は輸入材が使用されている可能性があるので、石綿無含有と判定することは危険である。
- ②石綿含有建材の最終製造年以降は、石綿無含有に全面的に切り替わっているため石綿無含有建材と判断してよい。
- ③人工軽量骨材であるパーライトは、一般的にはパーライト（雲母状を呈している含水けい酸塩鉱物）を高温（800～1,200℃）で焼成し、膨張（5～20倍）させたものであり、白銀色～黄金色で、比重は0.08～0.4である。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問14. ①～③は、「石綿含有建材」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ②保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「パーライト保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ③石綿含有耐火被覆板は、1963（昭和38）年ころから使用され、工場にてアモサイトなどの石綿を基材としてセメントと水とを混ぜ合わせて成形し、一定サイズのもので製造された。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問15. ①～③は、「石綿含有建材」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも圧倒的に多い。
- ②軽微な場合も含め、解体・改修工事に際しては、的確に石綿含有建材の使用状況などを調査し、含有していないことが確認された場合以外は、適切な飛散やばく露防止措置を講じ、発生する廃棄物を適正に処理することが求められる。
- ③レベル3の石綿含有建材の対象となる法律は、石綿則のみとなる。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問16. ①～③は、「石綿含有建材」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿含有パルプセメント板は、大半の製品が準不燃材料の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ②せっこうボードのうち、昭和45年から昭和61年に製造された製品の一部に、石綿を含有するものがある。
- ③石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問17. ①～③は、「石綿含有建材」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿含有ビニル床シートは、裏面に製品名などの印字がない場合が多い。
- ②石綿含有窯業系サイディングには、「木繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント板系」、「繊維補強セメント・けい酸カルシウム板系」の3種類があり、「木繊維補強セメント板系」については、石綿を原料としたものはない。
- ③石綿含有壁紙は、住宅においては、台所やユーティリティなど火気を使用する部屋に使用されている頻度が高い。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問18. ①～③は、「石綿含有建材」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されており、建築物以外でも工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）などに使用された。
- ②石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クリソタイル」石綿で、石綿の含有率は70～90%と高い。
- ③石綿セメント管は、主に煙突や臭気抜きに使用された。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問19. ①～③は、「書面調査の実施要領」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。

- ②書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- ③書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問20. ①～③は、「図面の種類と読み方」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
- ②建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ③建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問21. ①～③は、「石綿含有建材情報の入手方法」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
- ②国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間、石綿の種類・含有率等の情報が検索できる。
- ③国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」で検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明にはならない。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問22. ①～③は、「書面調査結果の整理」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、調査者が現地調査や報告書の作成に利用しやすい様式を用いればよい。
- ②見落としを防ぐためには、各室・各部位ごとに記録を行うワークシートを使用することも有効である。
- ③書面調査結果の整理は、「1. 建物所有者から借用した設計図書をリストアップし」、「2. 動線計画を立てる」という2点を主な作業として行っていく。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問23. ①～③は、「現地調査の流れ」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があるが、再調査を行うことで正確性が高まり、依頼者からの信頼をより得られる。
- ②現地調査では、調査に必要な人数は何人か、調査できる時間やどのような前段取りや機材が必要か、予想される事態は何かなど調査全体にわたる計画を事前に検討しておくことが必要である。
- ③改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であり、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分についても調査が必要である。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問24. ①～③は、「事前準備」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要となるが、調査対象の現場の状況は行ってみないとわからないので、事前に準備する必要はない。
- ②調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
- ③試料採取時に使用する呼吸用保護具は、半面形面体をもつ取替え式防じんマスク（RS3 又は RL3）と同等以上の性能を有するものとする。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問25. ①～③は、「現地調査の実施要領」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①現地調査に臨む基本姿勢として、同一パターンの部屋が続いたり、上下階の往復を何回か繰り返す必要がある場合でも、同一だからと調査対象の部屋を割愛したりしてはいけない。
- ②現地調査で対象建築物の外周を一周してみたり、ある程度離れた場所から建築物の全体を観察すると、塔屋や煙突の位置などの確認ができることがある。
- ③現地調査に臨む基本姿勢として、狭隘部での調査の後には、作業衣の背中などに繊維が付着していないことなどを点検し、調査終了時には使用した用品の洗浄や試料の確認、石綿含有建材調査者自身の「洗顔」「うがい」などを励行する。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問26. ①～③は、「現地調査の実施要領」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①関係者へのヒアリングを行う際には、調査対象の建築物のことは石綿含有建材調査者よりヒアリング相手のほうが詳しいので、相手の話を十分に聞いて否定しないこと。
- ②現地調査の最大の留意点は調査ミスをしないことであり、この調査ミスの最大の要因は調査漏れである。なぜ、ここに石綿含有建材が使われているかなどの疑いの目を持つことが重要である。
- ③解体・改修工事の事前調査では、過去の経験や建築の知識のみから類推して調査範囲を絞り込むのではなく、網羅的な調査を行うことが基本であり、見落としを防ぐために建築の知識等の修得を不断に努めることが必要である。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問27. ①～③は、「現地調査の実施要領」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①防じんマスクのフィルターは、調査対象建築物ごとに新しいものを取り替える。
- ②適切な防護服又は専用の作業衣を使用し、採取後にはHEPA フィルタ付き真空掃除機などで十分に付着した粉じんを除去した後、採取場所を離れる。
- ③試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問28. ①～③は、「現地調査の実施要領」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿含有成形板裏面の認定番号については、不燃は「1,000番台」、準不燃は「2,000番台」、難燃は「3,000番台」が記載されている。
- ②石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示もありうるので、一つの表示だけでなく総合的に判断するとよい。
- ③改修・解体のための事前調査では、必要があれば取外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、すべての範囲について調査を行う必要がある。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問29. ①～③は、「試料採取」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①試料採取にあたって、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
- ②採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え方」で、仮決定しておくこと、その後の調査が円滑に進められることも多い。
- ③吹付け材は、材料組成が「均一」になっている可能性が高いため、代表1か所を採取する。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問30. ①～③は、「試料採取」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①吹付け材においては、施工年によっては、石綿含有のものと無石綿のものとの混在している時期がある。
- ②吹付け材の場合は、最終仕上げ工程で、「セメントスラリー」を表層に散布する場合や表面化粧する場合があることにも留意する。
- ③吹付け材において、吹付け層全体の表面の色において、一部分、吹付け層の色が異なる場合は、その一部分は補修した可能性が高いため、その部分は既存部分とは別の試料として採取を行う。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問31. ①～③は、「試料採取」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①成形板の試料の採取は、試料採取範囲から3箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ②成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ③既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問32. ①～③は、「現地調査の記録方法」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①現地調査の記録方法のポイントは、現場で、「(1)迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「(2)調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」の2点が挙げられるが、「調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」とする必要はない。
- ②現地での調査写真撮影は、その写真を編集し、報告書を作成する石綿含有建材調査者自身がカメラマンとなることが望ましい。
- ③撮影時のカメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準ずる必要はない。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問33. ①～③は、「現地調査の記録方法」に関する記述である。この記述の中から**適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。
- ②調査する部屋に天井にボードがある場合は、囲い込み工事済みと見え、飛散の可能性はない、若しくは低いと安易に判断してはならない。
- ③「劣化なし」とは、おおむね全般的に損傷箇所や、毛羽立ちなどの劣化が進んだ様子が見受けられない状態をいい、外的な要因や経年劣化が進んでいない、普通に使用している場合を表す。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問34. ①～③は、「建材の石綿分析」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.5%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ②事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定量分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定性分析方法」がある。
- ③石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問35. ①～③は、「建材の石綿分析」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①定量分析方法2は、位相差・分散顕微鏡を用いた定量分析方法である。
- ②定性分析法3の電子顕微鏡法は、定性分析法1または定性分析法2を補完するものであり、定性分析法3単独で石綿無しの判定を行う方法ではない。
- ③定性分析法1においては、実体顕微鏡観察で繊維が検出されなかった場合や、調べた繊維がいずれもアスベストでなかった場合は、無作為に試料の一部を分取して2枚以上の標本を作製する。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問36. ①～③は、「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①二層吹き吹付け材の場合、分析結果に疑問や違和感はないかを確認する。
- ②定性分析方法1の分析結果の場合、層別の区分や結果に疑問や違和感がないかを確認する。
- ③分析結果のチェックにおいて、分析機関側での試料取り違えの可能性はないかを確認する。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

【科目5】建築物石綿含有建材調査報告書の作成	配点 10点
------------------------	--------

問37. ①～③は、「現地調査総括票の記入」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①今回調査箇所欄における部位は、梁・柱など建築一般呼称でよい。採取した位置を指しているのではなく、石綿含有可能性材があった部位の全部を示している。
- ②今回調査箇所欄は、調査対象建材があった部屋だけの記載ではなく、調査できなかった部屋も含め、全部屋について記載する。

③今回調査の概要欄における調査者氏名は、本調査を主体的に行った者の氏名及び登録番号を記載する。また、補助した者の名前についても必ず記載する。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問38. 次のイ～ニのうち、現地調査報告書における建築物の概要欄に「**該当しない項目**」を1つ選び、印をつけなさい。

- イ. 建築物用途
- ロ. 確認済証交付日・番号
- ハ. 建築物使用者
- ニ. 延べ床面積

問39. ①～③は、「現地調査個票の記入」に関する記述である。この記述の中から**不適切**なものがいくつあるか、イ～ニから該当するもの1つに印をつけなさい。

- ①同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどをする事は避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。
- ②外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮る必要はない。
- ③外壁構造について、建築物正面側は化粧仕上げとなることが多いが、カーテンウォールやプレキャストコンクリート、軽量気泡コンクリート、押出成形セメント板などの種別にも注視する。

イ. なし ロ. 1つ ハ. 2つ ニ. 3つ

問40. 次のイ～ニのうち、「**事前調査記録の記載事項に含まれないもの**」を1つ選び、印をつけなさい。

- イ. 事業者の名称、住所及び電話番号
- ロ. 調査対象の建築物等の竣工日等
- ハ. 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）
- ニ. 目視による確認が困難な材料の有無及び場所